

貝塚市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年12月7日
貝塚市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。貝塚市においても「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの地域の実態に応じた「農地等の利用の最適化」を行うにあたり、具体的な数値目標や推進方法を本指針において定めるものとする。

本市は大阪府の南部に位置し、大都市近郊にありながら、大阪湾岸から和泉葛城山脈にいたる多様で豊かな自然に恵まれており、その立地を生かし、優れた農業技術を土台に水稲や施設園芸を主とする農業生産を展開してきた。今後も、特に施設園芸において、高収益の作目・作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図るとともに、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指している。

一方、本市の農業就業人口については、農業従事者の高齢化及び後継者不足が課題となっており、農業後継者に継承されず、耕作されない農地が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば遊休農地が増加するばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

これらを踏まえ、市街化調整区域内にあつては農地中間管理事業、市街化区域の生産緑地にあつては都市農地貸借円滑化制度等、地域の実態、実情に応じた制度を活用して農地の貸し借りを促進することにより、担い手への集積を推し進めるとともに、新規就農者の参入も促進していく必要がある。

ついでには、本市農業の特徴を活かしながら、農地利用の最適化の推進に向けた取り組みを農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して進めていくために、法第7条第1項の規定に基づき本指針を策定する。

なお、この指針に掲げる目標年次については5か年とし、農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、随時見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 | 遊休農地面積 | 遊休農地の割合 |
|--------------------|---------|--------|---------|
| 作成時の現状 (令和4年4月) | 414.7ha | 7.7ha | 1.9% |
| 2年後の目標 (令和6年3月) | 409.5ha | 6.5ha | 1.6% |
| 目 標 (令和9年3月) | 402ha | 5ha | 1.2% |

【目標設定の考え方】

令和8年度末における遊休農地の面積目標については、遊休農地の発生防止及び解消等に取り組むことによって、5ヘクタールとする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査(農地パトロール・農地利用最適化推進委員の現場活動による調査)及び荒廃農地調査の実施。
- ② 農地の利用状況調査を基に、遊休農地の所有者等に対して農地法第30条第1項及び同法第32条第1項に基づく利用意向調査を実施。
- ③ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促進。
- ④ 既に山林化・原野化し農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び周辺農地への影響を鑑みながら、農地性の判断も含め、農業委員会で「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|--------------------|--------------|-------------|--------------|
| 作成時の現状 (令和4年4月) | 407ha | 77.59ha | 19.1% |
| 2年後の目標 (令和6年3月) | 403ha | 81ha | 20.1% |
| 目 標 (令和9年3月) | 397ha | 87ha | 21.9% |

【目標設定の考え方】

令和8年度末までに、担い手への農用地利用の集積率を21.9%に引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促進。
- ② 地域の話し合いへの参加等による農地情報の収集及び情報提供。
- ③ 地域の農家の意向と資源を踏まえた実現性の高い地域計画（人・農地プラン）の策定に市と協同して取り組む。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入数（個人） (新規参入者取得面積) | 新規参入数（法人） (新規参入者取得面積) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 作成時の現状 (令和4年4月) | — (— ha) | — (— ha) |
| 2年後の目標 (令和6年3月) | 2人 (0.7ha) | 0法人 (— ha) |
| 目 標 (令和9年3月) | 5人 (1.75ha) | 1法人 (1 ha) |

【目標設定の考え方】

令和8年度末までに個人で5人、法人で1法人の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 農業関連機関と連携した新規参入希望者の把握と農地等の情報提供による支援。
- ② 大阪府、大阪府農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人含む)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施。
- ③ 農業関係機関・団体による必要な情報提供や要望等の聴取、相談対応による新規就農者の定着支援。
- ④ 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画（人・農地プラン）の作成・見直しによる話し合い等を通じ、地域農業の担い手としての新規就農者を育成する体制を強化。